(関連分野)

観光振興·地場産業

(事業の名称)

産業観光活用形まちづくり事業

(関係省庁名)

観光庁

事業の概要

(事業内容)

- ・地域に存在する地域の強みとなる資源を核として取組む、総合的な地域振興策。具体 的な取組は以下のとおり。
 - ① まちづくり支援大学(仮称)を核とした、観光まちづくりの専門家人材育成、観光・ 産業振興の取組支援。

(人材育成)

・観光コンシェルジュ人材育成(育成プログラムの策定、研修講師等の専門家招聘) コンシュルジュ:地元の高齢者・学生等を活用

講師:地域の伝統工芸士や老舗店主等を活用

- ・「まちあるき (フィールドワーク)」を絡めたご当地検定試験の実施 →観光コンシェルジュ人材育成プログラムに組み込み
- ・ものづくり体験交流プログラムの策定のための専門家育成
- ・「おもてなしコールセンター」設置のための人材育成・研修 (観光・産業振興)
- ・まち巡り観光の促進のための交通インフラ整備 →共同駐車場の整備、小型バスの導入
- ・地場産品を活用した新メニュー開発 →マーケティング、開発、提供までの一貫した支援
- ・地域内の食事処、土産処、体験プログラムを提供する地域回遊型観光の提供
- ② 特徴的な地場産業を活用した着地(地域密着)型観光への取組
 - ・外国人観光者向けの通訳・音声システムの設置→システム開発・運営等
 - ・ホテル・宿泊部門の国際化サービスの実施
 - ・活動 PR のための地域イベント開催(祭り・グルメ)
 - ・旅行介助サービスの設置
 - ・まち全体を「ものづくり+食+観光地」の連携したミュージアム化(まちなかミュージアム)するための整備事業
 - ・地域 PR のための映画等のロケ誘致→エキストラ等の雇用
 - 「まちあるき」充実のための屋台村創業者支援
 - 「まちあるき」を発展させたヘルスツーリズムの展開
- ③ その他
 - I/U ターン人材の創出
 - ・地場産品の販路開拓のための直売施設(青空市場)新設

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正:特になし

観光庁設立後の目玉として活動に取り組む。

(期待される効果)

定性的効果:

- ・「地域」一体感の高揚
- ・高齢者の「元気」創出
- ・産業の壁を越えた地域事業者同士の「水平的」連携
- ・散在する地域の資源(点)を線でつなぐことによる地域内回遊性の向上

(先行事例)

小田原市:地方の元気再生事業

小田原箱根商工会議所:小規模事業者新事業全国展開支援事業

(期間後の取扱い)

地域 PR が浸透してきた頃からは、取組を周辺地域に広げるなどのネットワーク化を進める。単体ではなく地域全体が潤う仕組みを作る。

(関係省庁担当者連絡先)

観光庁総務課企画室

電話番号:03-5253-8111 (内線 27-117)

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号:03-3501-1697 / ファックス:03-3580-6389